

梅ヶ枝中央会計

遺産分割時の争族の回避…二次相続を含めた検討

Q 小規模宅地等の特例を適用する際の「争族」の回避策は？

A 二次相続の影響を把握した上で、生命保険による「代償分割」の検討が望まれます。

被相続人の相続資産は、二次相続の影響を加味して検討すべきです。

【相続財産】

		路線価	時価
特例対象居住用宅地	330 m ²	150,000,000	187,500,000
特例対象外居住用宅地	330 m ²	150,000,000	187,500,000
その他預金等			200,000,000
		計	575,000,000

一次相続時点では、子に相続する財産を特例適用宅地とした場合の相続税は 51 百万円と、配偶者に相続する場合の 68 百万円より少額となりますが、二次相続も加味すると、結果、合計では 79 百万円と、同 68 百万円と比較し、多額となります。

今回の設例は、同額の資産が相続するケースですが、時価相当での相違、子息が複数いる場合の対応について、公平性の観点より、生命保険を活用した代償分割の検討が望まれます。

【特例適用宅地の選択順番による、一次相続・二次相続のシミュレーション】

	先に配偶者が特例を適用			先に子が特例を適用		
	配偶者	子	計	配偶者	子	計
【一次相続】						
課税価格						
土地	150,000,000	150,000,000	300,000,000	150,000,000	150,000,000	300,000,000
特例による減額	▲120,000,000		▲120,000,000	▲120,000,000	▲120,000,000	▲120,000,000
預金	30,000,000	150,000,000	180,000,000	150,000,000	30,000,000	180,000,000
	100,000,000	100,000,000	200,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000
計	130,000,000	250,000,000	380,000,000	250,000,000	130,000,000	380,000,000
	(34%)	(66%)	(100%)	(66%)	(34%)	(100%)
基礎控除			30,000,000			30,000,000
			+6,000,000×2			+6,000,000×2
			36,000,000			36,000,000
法定相続	190,000,000	190,000,000	380,000,000	190,000,000	190,000,000	380,000,000
基礎控除の按分	18,000,000	18,000,000	36,000,000	18,000,000	18,000,000	36,000,000
		法定相続分	172,000,000		法定相続分	172,000,000
税額	51,800,000	51,800,000	103,600,000	51,800,000	51,800,000	103,600,000
税額の課税価格比率での按分	35,442,105	68,157,895	103,600,000	68,157,895	35,442,105	103,600,000
税額控除	▲35,442,105			▲51,800,000		
	①実際相続			250,000,000		
	②法定相続			190,000,000		
	③160,000,000			160,000,000		
	④(②と③のいずれか多い方)			190,000,000		
	⑤(①と④のいずれか少ない方)			190,000,000		
	相続税総額×⑤/課税価額合計			51,800,000		
要納付額	0	68,157,895	68,157,895	16,357,895	35,442,105	51,800,000
【二次相続】						
課税価格						
土地		150,000,000			150,000,000	
特例による減額		▲120,000,000			0	
計		30,000,000			150,000,000	
基礎控除			30,000,000			30,000,000
			+6,000,000×1			+6,000,000×1
			36,000,000			36,000,000
		▲36,000,000			▲36,000,000	
		0 マイナス			114,000,000	
要納付額		0	0		27,200,000	27,200,000
【一次相続+二次相続】						
要納付額	0	68,157,895	68,157,895	16,357,895	62,642,105	79,000,000

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご利用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご利用ください。